

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第68号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までを次のように改める。

（趣旨）

**第1条** 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）の施行については、建築士法施行令（昭和25年政令第201号）、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「省令」という。）及び北海道建築士法施行条例（昭和27年北海道条例第21号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### 第2条及び第3条 削除

第4条第1項中「戸籍抄本」の次に「及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）」を加える。

第9条の見出しを「（免許の取消しの申請及び免許証の返納）」に改め、同条第1項中「第9条後段」を「第9条第1項第1号」に、「取消を」を「取消しを」に改め、同条第2項中「死亡し、又は失そう宣告」を「失踪の宣告」に、「死亡又は失そうの届出義務者は、死亡又は失そうを」を「失踪の届出義務者は、失踪」に改め、同条第3項を次のように改める。  
3 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項（第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

第9条第4項を削る。

第17条第2項中「指定試験機関が」を「法第15条の17第1項の規定により知事が指定した者（以下「指定試験機関」という。）が」に改める。

第19条の見出し中「措置」を「措置に関する報告書」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定により措置」を「法第13条の2第2項の規定により同条第1項に規定する知事の職権」に改め、同項を同条とする。

第22条中「第23条の6」を「第23条の7」に改める。

別記第1号様式中「抄本）」の次に「及び建築士法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書」を加え、

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 「 | 1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。 いる いない    |
|   | 2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがあ |

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○建築士法施行細則の一部を改正する規則.....（建築指導課）	47
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....（建築指導課）	48
<b>告 示</b>	
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	49
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可.....（農業支援課）	49
○土地改良事業の工事の完了の届出.....（農業施設管理課）	49
○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課）	49
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	50
○都市計画の変更の決定.....（都市計画課）	50
<b>支 庁 告 示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	50
<b>道教育庁宗谷教育局告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	51
<b>道公安委員会告示</b>	
○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程.....	53
<b>道函館方面公安委員会告示</b>	
○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程.....	53
<b>道旭川方面公安委員会告示</b>	
○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程.....	54
<b>道釧路方面公安委員会告示</b>	
○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程.....	54
<b>道北見方面公安委員会告示</b>	
○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程.....	55

**規 則**

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年6月19日

欠格事由	りますか。		ある	ない				
	取り消されたことがあればその年月日		年	月 日				
3	禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築に関し罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたことがありますか。		ある	ない				
	あるときはその罪及び刑							
審査	収入証紙	戸籍照合	合格名照合	欠格審査	名簿登録	免許証発行	報告	記載欄

欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。		いる	いない						
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。		ある	ない						
3	あるときはその罪及び刑									
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日		年	月 日						
4	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことはありますか。		ある	ない						
	あるときはその罪及び刑									
5	あるときはその日		年	月 日						
	建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。		ある	ない						
審査	収入証紙	戸籍照合	登記照合	簿照合	合格者名簿	欠格審査	名簿登録	行免許証発行	報告	記載欄

を

に

改める。  
別記第8号様式中「第23条の6」を「第23条の7」に改める。  
**附 則**  
この規則は、平成19年6月20日から施行する。ただし、第4条第1項及び別記第1号様式の改正規定は、同年12月1日から施行する。

---

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年6月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第69号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
建築基準法施行細則(昭和48年北海道規則第9号)の一部を次のように改正する。  
第2条第3項中「第11条の2」を「第11条」に改める。  
第4条第2項中「及び第18条第6項(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を「(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)、第7条の3第4項(法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)、第18条第15項(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))及び第18条第18項(法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。))に、「第18条第13項第1号」を「第18条第22項第1号」に改める。  
第6条第1号中「第18条第13項第1号」を「第18条第22項第1号」に改める。  
第11条を削る。  
第11条の2中「第13条の2第3号八」を「第10条第3号八」に改め、同条第1号中「第13条の2第3号」を「第10条第3号」に改め、同条第2号中「第13条の2第4号」を「第10条第4号」に改め、同条を第11条とする。  
第16条第1項第1号中「昭和25年法律第57号」を「昭和47年法律第57号」に改める。  
第16条の3第1項中「第20条第2号イ又はロ」を「第20条第1号から第3号まで」に改める。  
第20条第1項中「第21条の2」を「第22条」に、「第19条の3第3号」を「前条第3号」に改め、同条第2項を削る。  
第22条を削る。  
第21条の2第2項中「別記第12号様式の3」を「別記第13号様式」に改め、同条を第22条とする。  
第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。  
(報告に関する書類の保存期間)

**第26条** 省令第6条の3第5項第2号の特定行政庁が定める期間は、同条第2項第7号及び第8号の書類の提出を受けた日から同日後最初に到来する第15条第1項及び第16条第3項に規定する報告の時期の期間の末日（当該期間内に省令第6条の3第2項第7号及び第8号の書類の提出がなかったときは、当該書類の提出を受けた日）又は当該報告に係る建築物等が滅失し、若しくは除却された日のいずれか早い日までの期間とする。  
別記第12号様式の2を削る。  
別記第12号様式の3中「（第21条の2関係）」を「（第22条関係）」に改める。  
別記第13号様式を削り、別記第12号様式の3を別記第13号様式とする。  
別記第13号様式の2を削る。

**附 則**

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

**告 示**

**北海道告示第453号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年6月7日、当別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年6月19日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第454号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成19年6月19日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
オロロ土地改良区	羽 幌 ダ ム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	羽 幌 頭 首 工	同
同	築 別 頭 首 工	同
同	六 線 沢 た め 池	同
同	有 明 頭 首 工	同
同	有 明 7 線 沢 頭 首 工	同
同	栄 第 1 頭 首 工	同
同	栄 第 2 頭 首 工	同
同	栄 第 3 頭 首 工	同

同	栄 第 4 頭 首 工	同
同	栄 第 2 第 1 頭 首 工	同
同	栄 第 2 第 2 頭 首 工	同
同	栄 第 2 第 3 頭 首 工	同
同	新 生 第 1 頭 首 工	同
同	新 生 第 2 頭 首 工	同
同	南 千 代 田 頭 首 工	同
同	北 千 代 田 第 1 頭 首 工	同
同	北 千 代 田 第 2 頭 首 工	同
同	南 明 里 第 1 頭 首 工	同
同	南 明 里 第 2 頭 首 工	同
同	南 明 里 第 3 頭 首 工	同
同	南 明 里 第 4 頭 首 工	同
同	南 明 里 第 5 頭 首 工	同
同	北 明 里 頭 首 工	同
同	大 沢 頭 首 工	同
同	共 成 第 1 頭 首 工	同
同	共 成 第 2 頭 首 工	同
同	共 成 第 3 頭 首 工	同

**北海道告示第455号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成19年6月19日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
北 斗 市	白 川	基盤整備促進 [ 基盤整備 ] ( 暗きよ )	平成18. 3.20
同	同	同 ( 区画整理 )	同 18.12.20

**北海道告示第456号**

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年6月19日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日

東 開 発 ほ場整備 [ 担い手育成型 [ 区画整理型 ] ] ( ほ場整備 ) 平成19. 1.22  
下 の 湯 ため池等整備 [ 用排水施設整備 ] 同

北海道告示第457号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成19年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 中川郡本別町美里別50の1、50の16から50の19まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため

北海道告示第458号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 網走都市計画道路に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 道路
  - (2) 都市計画を定める土地の区域
 

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・10号	中央通	網走市南8条東1丁目	網走市海岸町1丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに)

- 2 静内都市計画道路に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 道路
  - (2) 都市計画を定める土地の区域
 

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・2号	大通	新ひだか町静内駒場	新ひだか町静内入船町
幹線街路	3・4・3号	ときわ通	新ひだか町静内本町4丁目	新ひだか町静内神森
幹線街路	3・4・4号	御幸通	新ひだか町静内木場町2丁目	新ひだか町静内旭町1丁目

- (縦覧に供する都市計画の図書のとおりに)
- 3 江差都市計画公共下水道に係る事項
    - (1) 都市計画の種類 下水道
    - (2) 都市計画の名称 江差公共下水道
- 変更する部分  
排水区域  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに)

支 庁 告 示

北海道宗谷支庁告示第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成19年6月19日

北海道宗谷支庁長 横 内 英 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
    - ア ロータリ除雪車 1台  
交換契約によりロータリ除雪車1台(250PS級)を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台(2.2m・2,300t/h級)を当該契約の相手方から調達する。
    - イ 除雪トラック 4台  
交換契約により除雪トラック4台(10t級3台、7t級1台)を契約の相手方に供し、除雪トラック4台(10t級、6×6、S・G・2W付3台、S・G付1台)を当該契約の相手方から調達する。  
ア及びイについては、それぞれの入札とする。
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
  - (3) 納 入 期 日 平成19年11月30日
  - (4) 納 入 場 所
    - ア 北海道稚内土木現業所歌登出張所
    - イ 北海道稚内土木現業所事業部事業課 3台  
北海道稚内土木現業所歌登出張所 1台
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
  - (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
 (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。  
 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成19年6月19日から7月9日まで  
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。  
 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8585 稚内市末広4丁目2番27号  
 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所  
 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎3階入札室  
 （郵送による場合は、郵便番号 097-8585 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課）  
 (2) 入札日時 平成19年7月30日 午後2時（郵送による場合は、平成19年7月27日までに必着）  
 (3) 開札場所 (1)に同じ。  
 (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金  
 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

- 7 入札説明書の交付に関する事項  
 (1) 交付場所 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課  
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。  
 9 その他  
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 (1) 名称 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課  
 (2) 所在地 郵便番号 097-8585 稚内市末広4丁目2番27号  
 電話番号 0162-33-3711

- 10 Summary  
 A . Nature and quantity of the products to be purchased :  
 (a) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.2 meters, Maximum snow removing capacity : 2,300 tons per an hour class) Quantity 1  
 (b) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow : Quantity 3, Attaching one-way snow plow and snow scraper blade : Quantity 1) Quantity 4  
 B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., July, 30, 2007  
 C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Wakkanai District Public Works Management Office, 27-Gou, 2-Ban, 4-Chome, Suehiro, Wakkanai, Hokkaido, 097-8585 Japan.  
 Phone : 0162-33-3711

道教育庁宗谷教育局告示

北海道教育庁宗谷教育局告示第7号  
 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 平成19年6月19日

北海道教育庁宗谷教育局長 富谷 功

- 1 入札に付する事項  
 (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
 ア パーソナルコンピュータの賃貸借（79台）一式（1月当たりの単価）  
 （高等学校普通科79台）  
 イ パーソナルコンピュータの賃貸借（22台）一式（1月当たりの単価）  
 （商業科総合文書処理装置22台）

- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間  
 ア 平成19年9月3日から平成25年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。  
 イ 平成19年9月3日から平成24年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 期 日 平成19年9月3日(月)
- (5) 納 入 場 所  
 ア 北海道浜頓別高等学校及び北海道利尻高等学校  
 イ 北海道利尻高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。  
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。  
 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成19年6月19日(火)から7月3日(火)まで  
 イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。  
 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8639 稚内市末広4丁目2番27号  
 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎4階5号会議室(送付による場合は、郵便番号 097-8639 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課)

- (2) 入 札 日 時  
 ア 平成19年7月30日(月)午前10時30分  
 イ 平成19年7月30日(月)午前11時  
 (送付による場合は、平成19年7月27日(金)までに必着のこと。)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金  
 平成16年北海道告示第448号の1(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。  
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。  
 なお、電子メールによる交付を希望するものは、その旨を北海道教育庁宗谷教育局企画総務課(メールアドレスedamura.suguru@pref.hokkaido.lg.jp)に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
 落札者の決定方法は、次によることとし、契約書の作成は要する。  
 北海道財務規則(昭和45年北海道規則30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 9 そ の 他  
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い  
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 イ 落札者となったものは、落札後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 ア 名 称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課  
 イ 所 在 地 郵便番号 097-8639 稚内市末広4丁目2番27号

電話番号 0162-33-3738

10 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured :
  - a . Personal Computar 79 1set
  - b . Personal Computar (For integrated word processing) 22 1set
- B . Bidding date and time :
  - a . 10 : 30 A. M., July 30, 2007
  - b . 11 : 00 A. M., July 30, 2007

(If mailed, bids must arrive no later than July 27)
- C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Souya District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 4-2-27, Suehiro Wakkanai, Hokkaido, 097-8639, Japan.  
Phone : 0162-33-3738

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第74号

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成19年6月19日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道公安委員会印の項中

4 銃砲刀剣類製造（製作、販売）業、模造けん銃、模擬銃器の製造（輸出）業、備付け銃及び猟銃等保管業の届出済証明及び記載事項変更届出済証明の押印
---

を

4 銃砲刀剣類製造等届出書、教習用備付け銃等届出書、猟銃等保管業届出書、準空気銃製造等届出書、模造けん銃製造等届出書及び模擬銃器製造等届出書の届出済証明及び記
---

に、「合格証」を「合格証明書」に改め、同部北海

載事項変更届出済証明の押印

道公安委員会印の項中「受験票及び合格証」を「受験票及び合格証明書」に改め、同部北海道公安委員会小印の項中「講習終了証明書」を「講習修了証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成19年6月19日から施行する。

道 函 館 方 面 公 安 委 員 会 告 示

北海道函館方面公安委員会告示第16号

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成19年6月19日

北海道函館方面公安委員会委員長 外 山 茂 樹

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会印の項中

4 銃砲刀剣類製造（製作・販売）業、模造けん銃、模擬銃器の製造（輸出）業、備付け銃及び猟銃等保管業の届出済証明及び記載事項変更届出済証明の押印
---

を

4 銃砲刀剣類製造等届出書、教習用備付け銃等届出書、猟銃等保管業届出書、準空気銃製造等届出書、模造けん銃製造等届出書及び模擬銃器製造等届出書の届出済証明及び記載事項変更届出済証明の押印
--

に、

を

7 少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書の押印
---------------------------

7 少年指導委員証及び少年
---------------



出済証明及び記載事項変更  
届出済証明の押印

「  
」  
7 少年指導委員証及び少年  
指導委員身分証明書の押印

を

「  
」  
7 少年指導委員証及び少年  
指導委員身分証明書の押印  
8 警備員等の知識及び能力  
に関する検定に係る合格証  
明書の押印

に改め、同部北海道釧路方面公安委員会印の項中「古物行商許可証、」を削り、「少年指導委員身分証明書」の次に「警備員等の検定に係る合格証明書」を加え、同部北海道釧路方面公安委員会小印の項中「古物行商許可証」を「及び古物市場主許可証」に、「講習終了証明書」を「講習修了証明書」に改める。

**附 則**

この規程は、平成19年6月19日から施行する。

**道北見方面公安委員会告示**

**北海道北見方面公安委員会告示第15号**

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月19日

北海道北見方面公安委員会委員長 池 田 彰

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会印の項中

「  
」  
4 銃砲刀剣類製造（製作・  
販売）業、模造けん銃、模  
擬銃器の製造（輸出）業、  
備付け銃及び猟銃等保管業  
の届出済証明及び記載事項  
変更届出済証明の押印

「  
」  
4 銃砲刀剣類製造等届出  
書、教習用備付け銃等届出  
書、猟銃等保管業届出書、  
準空気銃製造等届出書、模  
造けん銃製造等届出書及び  
模擬銃器製造等届出書の届  
出済証明及び記載事項変更  
届出済証明の押印

に、

「  
」  
7 少年指導委員証及び少年  
指導委員身分証明書の押印

を

「  
」  
7 少年指導委員証及び少年  
指導委員身分証明書の押印  
8 警備員等の知識及び能力  
に関する検定に係る合格証  
明書の押印

に改め、同部北海道北見方面公安委員会印の項中「古物行商許可証、」を削り、「及び少年指導委員身分証明書の写真ちょう付欄」を「少年指導委員身分証明書、警備員等の検定に係る合格証明書」に、「写真の契印」を「写真ちょう付欄の契印」に改め、同部北海道北見方面公安委員会小印の項中「古物行商許可証」を「及び古物市場主許可証」に、「講習終了証明書」を「講習修了証明書」に改める。

**附 則**

この規程は、平成19年6月19日から施行する。

